

## 現在の水道法のコンセッションに関する論点整理

2016年8月29日

望月 美穂

## ＜議論の前提＞

- ▶ 2011年のPFI法改正によって、公共施設等運営権方式（以下コンセッション方式）が導入されて以降、大阪市や奈良市、その他非公表ながら複数の自治体でも導入に向けた検討が進んでおり、検討のすそ野は着実に広がっている。そして、それらの検討の中では、官民連携で事業を行うメリットも整理されつつあるという理解である。
- ▶ 一方で、そうした検討の中で、導入に向けた課題も整理されつつある。その課題の中でも特に水道法と密接な関係のあるものが、以下に記載されたようなものである。
  - ✓ 内閣府等が調査し、8月26日に公表した『フランス・英国の水道分野における官民連携制度および事例の最新動向について』によると、フランスのコンセッション・アフェルマージュ方式はDSP（公役務の委任）という位置づけで、自治体が自治事務として行っている水道事業について議会の承認を受けて、民間事業者にも多様なスキームの中から選んで代行させる仕組みである。
  - ✓ これに対してイギリスは、地域独占の民間事業者が認可を受けて行い、料金改定でも規制機関からチェックを受けるという仕組みである。
  - ✓ 日本では、大半の事業者がフランスのような形で地方自治体として条例に基づいて、公の施設を用いて水道事業を行っているにも関わらず、水道法上はイギリスのように認可制度があるというハイブリッド型である（ただし、水道料金の変更について自治体が行う場合には水道法上は届出でよいので、どちらかというところ地方自治法が強い）。
  - ✓ コンセッション方式が料金徴収部分のみを地方自治法の特例としつつ、手続き自体は地方自治法に則っている以上は、これに移行しても議会手続きは残ることになる。また、水道法から事業者による利用者からの水道料金徴収の前提に認可の取得を置いている以上、水道法から認可規定を全て取り去らない限り、両法のハイブリッドは残ると考えざるを得ない（その場合、水道料金の変更は、水道法上認可となってしまうため、議会の判断と認可上の判断が矛盾することも想定しうる。）。
  - ✓ ハイブリッドであることを前提に、二つの仕組みの間に矛盾が存在しないと、自治体と民間事業者の双方が納得できる全体像を示す必要がある（＝現状では、以下の＜具体的な論点＞に示すような理由で、これがないと感じられていることが官民双方の不安の源泉）。
  - ✓ なお、大阪市水道局のコンセッションでは、現水道局を大阪市100%出資の株式会社に移行してコンセッション事業者とするので、上記の矛盾が生じるとしても、コンセッション事業者が呑み込む前提で議論されていると理解している。ただし、他の自治体では、純粋民間事業者への移行が検討されているので、矛盾の解消を求めているという印象を得ている。

## <具体的な論点>

- ① コンセッション方式においては、一つの事業（末端給水と用水供給を含む。以下同様。）に存在する責任を自治体とコンセッション事業者が分担することが想定<sup>1</sup>されている。一方で水道法上はコンセッション事業者が利用者から水道料金を徴収するには認可を取得する必要がある。そして、コンセッション事業者は認可を受けると自動的に、当該事業に対する全ての責任を引き受ける（実際の業務範囲は一部なのにもかかわらず）ことになる。また、これを自治体から見ると、自治体に責任が残っているにも関わらず、水道法上は自治体の責任がゼロになり、コンセッション事業者に丸投げしているように見えてしまう。また、コンセッション事業者が事業継続できなくなった場合に自治体で認可を取り直す必要が生じてしまい、取り直すまでのタイムラグを埋める方法がないことの説明がつかない。以上のような両制度の間に存在する食い違いの解決策を国が示す必要があるのではないかと。
- ② ①の解決策として、何らかの水道法上の認可をコンセッション事業者が取得する場合には、認可権者は厚生労働大臣（一定規模以下は都道府県知事）となる。この認可の申請に際しては、現行制度に照らすと、料金に関する記載を含む事業計画書を提出しなければならない（水道法第7条）。また、料金を含む供給規程も定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（水道法第14条）。これは料金の変更の際にも認可が必要とされている。ただ、この認可を行う上での料金原価・事業報酬の計算式、算定期間、自治体とコンセッション事業者の協調メカニズムなどが不明確であり、国は明確に示す必要があるのではないかと。
- ③ ②の手続きに基づいてコンセッション事業者が水道料金の変更認可を受けた場合に、その水準がPFI法に基づく条例で設定されている水道料金（コンセッション事業者に課されている水道料金）の上限を超えてしまう可能性があり、条例の改定を自治体や議会が認めないことが起こりうる。この場合の解決策が示されておらず、国は明確に示す必要があるのではないかと。

以 上

---

<sup>1</sup>例えば、施設の所有や新規建設（給水エリアの拡大や隣接自治体との連絡管の敷設等）、経営・水質等のモニタリング、災害復旧工事の実施、大規模土木施設・管路の更新、既発企業債の返済等の一部または全てを自治体側に残すことが想定される。また、現在の水道法で厚生労働大臣の認可が必要とされている「給水区域の拡張、給水人口の増加、供給水量の増加、水源種別の変更、取水地点の変更、上水方法の変更」（第10条関係）と「水道事業の廃止」（第11条関係）についても自治体の責任とし、コンセッション事業者が単独で行えないようにされることも想定される。